

ハローワーク白河

令和6年1月号



管内人口(令和5年11月1日現在)

県南総数	134,272人
白河市	57,254人
西白河郡	48,742人
東白川郡	28,276人

白河公共職業安定所
〒961-0074 白河市郭内1-136
白河小峰城合同庁舎1階
TEL 0248-24-1256

雇用の動き (令和5年11月内容)

【県内概況】

○令和5年11月の有効求人倍率は1.41倍(季節調整値)で、前月と同水準で推移した。
○県内の雇用情勢は、引き続き求人が求職を上回って推移しているものの、求人の一部に弱まりの動きがみられる。

【管内の雇用失業情勢】

○11月の県南地域の有効求人倍率は1.35倍(原数値)で、前月を0.02ポイント上回った。
○新規求人の動向は、前年同月に比べ1.6%増加。主な産業で増加したのは、卸売・小売業42.9%、医療・福祉41.7%増加。減少したのは、運輸業・郵便業▲50.0%、宿泊・飲食サービス業▲40.0%、サービス業▲11.8%、製造業▲10.1%、建設業▲4.4%減少。
○新規求職者(常用)の動向は、前年同月に比べ25.9%増加。年齢別は全てで増加。増加率が高いのは、29歳以下35.9%、50~59歳34.7%、60歳以上28.6%、30~39歳15.9%、40~49歳14.3%増加となっている。離職理由別で増加は、在職者36.7%、自己都合離職者36.1%、無業者17.9%、事業主都合離職者8.5%増加。減少したのは、定年退職・前職自営・その他▲19.0%減少。

☆全国完全失業率

2.5% (前月比 0.00 ポイント)

☆有効求人倍率 【全国】

1.28倍 (前月比 -0.02 ポイント)

【福島県】

1.41倍 (前月比 0.00 ポイント)

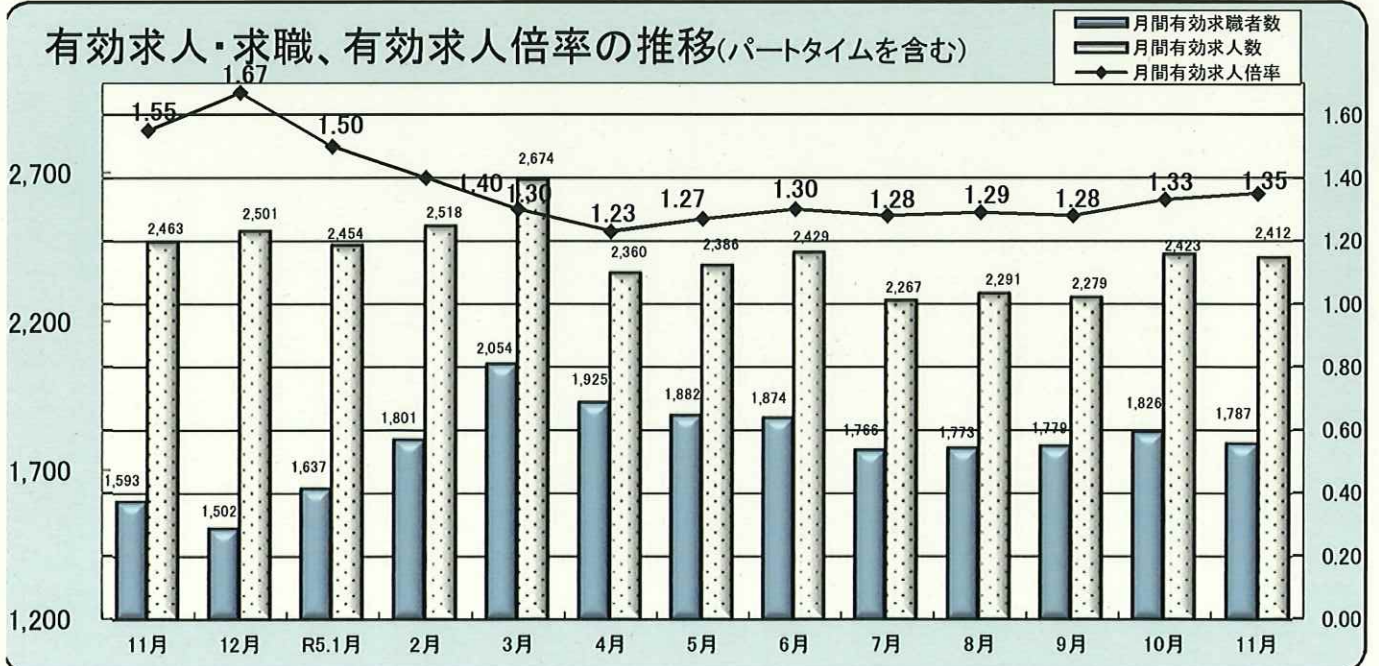
【管内】

1.35倍 (前月比 0.02 ポイント)

※福島県、全国の有効求人倍率は季節調整値です。



有効求人・求職、有効求人倍率の推移(パートタイムを含む)



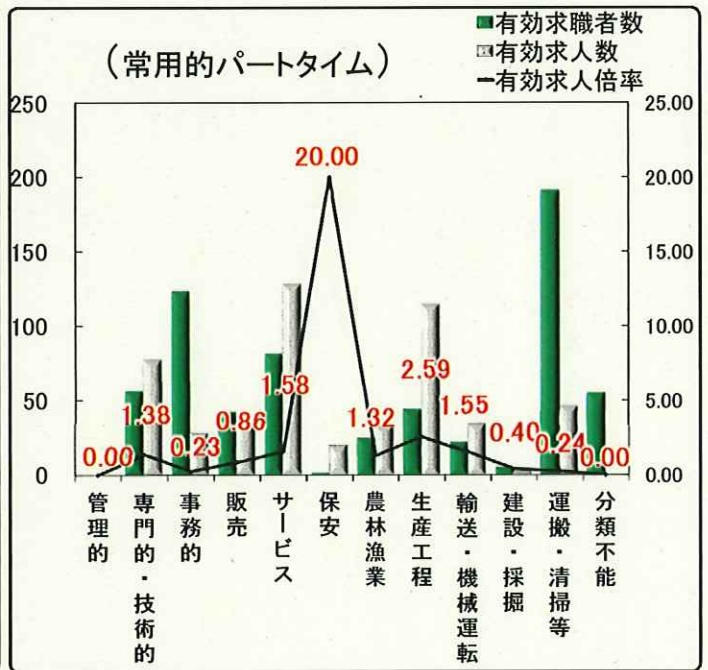
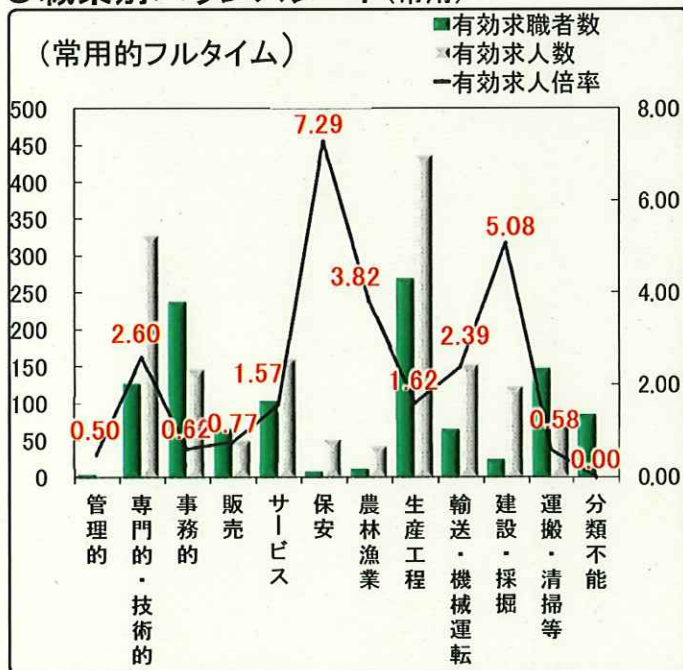
○一般職業紹介状況

区分	項目	令和5年11月				前月		前年同月	
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	801	-	-	650	875	746	788	642
2	月間有効求人数	2,412	-	-	2,091	2,423	2,151	2,463	2,072
3	新規求職申込件数	400	189	209	398	468	467	317	316
	うち中高年	205	98	107	205	227	226	163	163
4	月間有効求職者数	1,787	875	909	1,781	1,826	1,819	1,593	1,589
	うち中高年	921	471	449	918	949	945	836	835
5	紹介件数	403	182	221	371	448	418	336	304
	うち中高年	214	97	117	195	198	180	168	145
6	就職件数	160	68	92	147	165	149	141	128
7	充足数	140	-	-	129	142	130	127	118
8	新規求人倍率	2.00	-	-	1.63	1.87	1.60	2.49	2.03
9	有効求人倍率	1.35	-	-	1.17	1.33	1.18	1.55	1.30

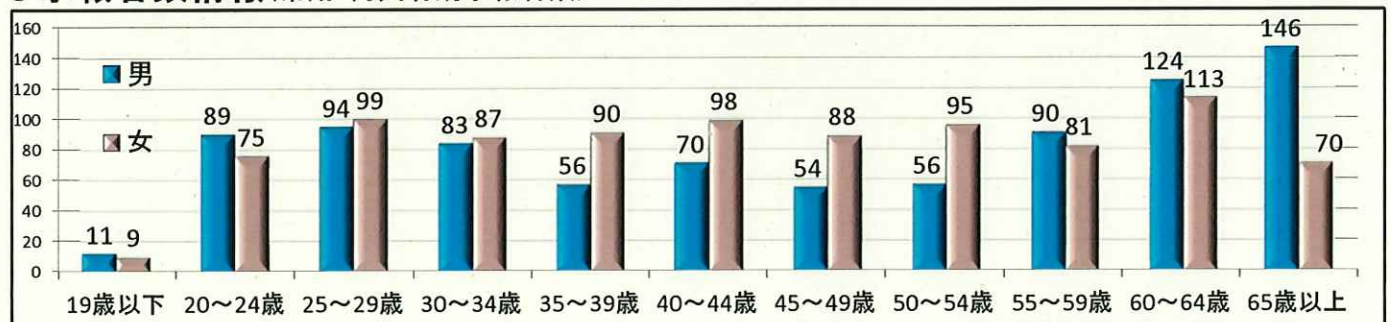
※学卒を除きパートを含みます。

注)男女別を記載しないで求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります。

○職業別バランスシート(常用)



○求職者数情報(常用・月間有効求職者数)



※学卒は含まれておりません。

○職業別賃金情報（常用）

（単位：円 月額）

（単位：円 時給）

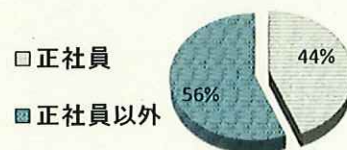
項 目	フルタイム				パートタイム				
	求人賃金		求職希望賃金		求人賃金		求職希望賃金		
	下限賃金	上限賃金	男	女	下限賃金	上限賃金	男	女	
職業別	管理的職業	-	-	-	-	-	-	-	-
	専門的・技術的職業	193,988	266,884	193,333	183,571	1,247	1,475	900	1,100
	事務的職業	175,680	229,547	200,000	175,294	941	996	988	921
	販売の職業	181,364	243,569	250,000	197,500	907	967	950	940
	サービスの職業	169,147	222,156	191,818	172,143	974	1,107	900	931
	保安の職業	167,765	217,383	250,000	140,000	1,000	1,033	-	-
	農林漁業の職業	197,700	243,333	240,000	155,000	900	900	900	900
	生産工程の職業	182,520	256,550	209,756	161,667	951	990	-	937
	輸送・機械運転の職業	196,684	246,095	254,615	-	950	975	980	-
	建設・採掘の職業	217,143	339,175	235,714	-	-	-	-	-
	運搬・清掃等の職業	178,398	198,890	206,471	170,000	930	1,000	946	918
	分類不能の職業	-	-	215,714	190,000	-	-	975	900

（2）正社員求人・求職動向

○正社員求人の動向（常用）

	11月	前月	前年同月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
正社員新規求人数	353	512	393	▲ 31.1	▲ 10.2
正社員有効求人数	1,266	1,317	1,252	▲ 3.9	1.1

正社員求人割合（新規求人）



○正社員希望者の動向

	11月	前月	前年同月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
正社員希望求職者数（常用）	1,136	1,149	1,038	▲ 1.1	9.4
月間有効求職者数（全数）	1,787	1,826	1,593	▲ 2.1	12.2

正社員希望割合



※【正社員】とは、常用フルタイムで、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者です。

（3）雇用保険業務取扱状況

項 目	区 分	11 月			前 月		前 年 同 月		
		計	男	女	計	増 減	計	増 減	
適 用	月末適用事業所数	2,433	*	*	2,429	4	2,449	▲ 16	
	月末被保険者数	40,389	24,312	16,077	40,393	▲ 4	40,232	157	
	資格取得数	438	241	197	471	▲ 33	412	26	
	資格喪失数	430	234	196	518	▲ 88	418	12	
給 付	基本手当	受給資格決定件数	101	44	57	115	▲ 14	98	3
		受給者実人員	445	207	238	457	▲ 12	422	23
		支給金額(千円)	53,873	27,536	26,337	55,907	▲ 2,034	57,523	▲ 3,650
	高齢	受給資格決定件数	32	25	7	33	▲ 1	17	15
		受給者数	27	22	5	24	3	23	4
		支給金額(千円)	6,761	5,757	1,004	5,054	1,707	5,278	1,483

※支給金額は千円未満を切り捨てています。このため本月計とは一致しない場合があります。

年収の壁対策として 労働者1人につき**最大50万円**助成します！

労働者にとって、
・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の手不足の解消へ！



2023（令和5）年10月から、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

- 労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
- 支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当など)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上 を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

※2023（令和5）年10月1日から2026（令和8）年3月31日までの間に新たに社会保険の適用となった労働者が対象です。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

2024（令和6）年1月31日までに取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024（令和6）年1月までに管轄労働局に提出してください

<申請スケジュールの例> ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
社会保険の加入時期	R5.10 社会保険加入														
キャリアアップ計画書	令和6年1月31日までに提出（特例期間）														

★ 給与・手当の支給

第1期支給対象期

第2期支給対象期

(※) 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請する必要があります。
(※) 2024（令和6）年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画書を提出してください。